



# CASH RADAR PB システム

# NMC FAX 通信

## #733

### ■ 令和7年 年末調整のポイント [特定親族特別控除]

本年の年末調整では様々な改正が適用されます。

このFAX通信では、CASH RADAR PBシステム【給与】の変更点をベースに、対応のポイントを随時ご案内させていただきます。

今回は「特定親族特別控除」についてご案内いたします。

#### ● [特定親族特別控除]の新設

19歳以上 23歳未満の親族

58万円超(※)の所得がある親族は、年齢が該当しても【特定扶養親族】にはならない。  
(※)令和6年までは48万円超



所得が58万円超～123万円以下の範囲であれば、  
(特定扶養親族にはならないが) 本年より【特定親族特別控除】を適用することができる。

適用するためには、従業員が「給与所得者の特定親族特別控除申告書(※)」を提出する必要があります。  
(※)基礎控除申告書等と兼用の用紙

#### CASH RADAR PB システムの[特定親族特別控除]対応

源泉徴収簿入力

年末調整控除タブ

扶養控除対象人数 1人

	扶養親族名 フリガナ	続柄		区分		
		扶養親族生年月日	扶養	合計所得	障害者	…
1	野本 一郎 ノモトイチロウ	長男 ヒヨコ	特定	2,150,000	非該当	…
	野本 健二郎 ノモトケンジロウ	次男 ヒヨコ				
2	野本 大三郎 ノモトオサムロウ	三男 ヒヨコ	特定	750,000	非該当	…
	野本 大三郎 ノモトオサムロウ	平成 ヒヨコ				
3	野本 大三郎 ノモトオサムロウ	18年12月1日	特定	0	非該当	…
	野本 大三郎 ノモトオサムロウ	平成 ヒヨコ				

区分欄に「合計所得」が追加され、「扶養=特定」である場合に金額入力が可能になります。

- ◇No1 扶養、特別控除いずれも対象外 ※所得が123万円を超えてる
- ◇No2 新設の「特定親族特別控除」適用 ※所得が58万円超～123万円以下の範囲内
- ◇No3 従来の「特定扶養親族」該当 ※所得が58万円以下

結果として、扶養控除対象人数はNo3のみの「1人」となります(本人などその他情報を考慮しないものとした場合)。

#### <ご確認下さい>

所得が48万円を超えてるため登録していなかった扶養親族について、本年の改正により「特定扶養親族」あるいは「特定親族特別控除」に該当する場合がありますので、情報を登録し合計所得の入力を行うことをおすすめします。